

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062

**人権擁護委員に委嘱されました**

4月1日付けで、石川好男氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さんの人権を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

**「ふっさ わたしの便利帳 2011」電子書籍版ができました**

昨年発行の「ふっさ わたしの便利帳2011」電子書籍版を株式会社サイネックスがリリースしました。ぜひご利用ください。

**【電子書籍版の主な特徴】**

■文字を検索して見たいページがすぐに見つけます。  
■広告や住所等をタッチすると地図で場所を示してくれます。

**【対応端末】**

iPhone、iPad  
※App Storeからアプリケーション「わが街辞典」をダウンロードしてご利用ください。

**問合せ秘書広報課広報係 ☎551・1529**

**施設検索システムのサービス停止のお知らせ**

施設検索システムのメンテナンス作業により、サービスを一時停止します。  
日時 5月7日(月)午後2時～4時

**問合せ情報システム課 ☎551・1554**

**クールビズを推進します**

地球温暖化防止と省エネルギーに取組むため、市では5月15日から10月31日までを「クールビズ」期間として、職員は「ノーネクタイ・ノー上着」で勤務を行ないます。また、福生市議会でも同様とします。

皆さんのご理解をいただきますよう、お願いします。

**問合せ職員課職員厚生係 ☎551・1594、議会事務局庶務係 ☎551・1523**

**安全安心まちづくり**

連休中は「空き巣狙い」に注意しましょう！

連休中は旅行や行楽など、外出する方も多いでしょう。「空き巣狙い」はこのようなチャンスを見逃しません。留守にするときは、たとえ短時間であっても、すべてのドアや窓の鍵をかけてから出かけましょう。

**市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況 (平成24年1月から3月末まで)**

地区	面積(km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	+1
志茂	0.28	1			
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49				
福生	1.80				
福熊	2.57	4	+1		
北園	0.32	1			
南園	0.41	1			
加美	0.61				
加東	0.05				
合計	6.92	7	+1	1	+1

よう。窓に補助錠をつければさらに効果的です。一人ひとりが「自分の家は大丈夫」と油断することなく、被害にあわないように注意しましょう。

**また、犯罪者は人の目を嫌い、防犯意識の高い地域は狙いませぬ。ご自分の地域を歩くときなど、防犯意識を持ちながら、周囲に目を配りましょう。**

不審な人物を発見したら、迷わずすぐに警察(☎110)に連絡してください。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎551・0110

**土砂災害警戒区域等が指定されました**

「土砂災害防止法」に基づき、市内に土砂災害警戒区域が17か所、そのうち土砂災害特別警戒区域が14か所指定されました。

この法律は、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するものです。今後、市では、指定された地区に対し、地域防災計画への記載や災害時の避難場所等を明示した土砂災害ハザードマップの作成など、警戒避難体制を整備していきます。

なお、市内の土砂災害警戒区域等については、次の

箇所が公示図書の縦覧を行なっています。

**縦覧場所市役所第一棟2階安全安心まちづくり課**

防災係、西多摩建設事務所工事第二課、東京都公園協会立川事務所

問合せ安全安心まちづくり課防犯係 ☎551・1638、東京都西多摩建設事務所工事第二課 ☎0428・227405、公益財団法人東京都公園協会立川事務所 ☎042・5279761

**寄付金に関するお知らせ**

▼福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税) 3月1日から31日までの間に青梅信用金庫様ほか2名の方(匿名)から24万円の寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に

応じ、有効活用させていただきます。(平成23年度累計・29件125万5千6百円)

**▼平成23年度中に次の皆さんからご寄附をいただきました。ありがとうございます。(寄附受付順)**

- 物品 ネットトヨタ多摩株式会社様、東京福生ライオンズクラブ様、齋藤雄二様、青梅信用金庫様、田村牙子様、読売センター福生牛浜様、読売センター拜島・西武立川様
  - 土地 井上正和様、土屋興業株式会社様、川久保武尚様、石川彌八郎様、野和田修様、野和田好子様、村野彌太郎様
- 問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535

**国保だより**

**■薬代も節約できます!ジェネリック医薬品をご存じですか?**

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきた医薬品の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の医薬品です。薬代を節約したいとお考えの方は、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

※すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品に変更すると、他の薬との飲み合わせが変わることがありますので、医師、または薬剤師にご相談ください。

**■保険税の納付は便利な口座振替をお勧めします**

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。ぜひご利用ください。

申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取り扱い金融機関で手続きをしてください。なお、取り扱い金融機関で申し込まれる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

**●● 外国人住民の皆さんへ ●●**

**5月上旬に仮住民票をお送りします**

**◆外国人の方にも住民票が作成されます**

住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日(月)から外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳に記載されます。また、外国人と日本人で構成する世帯については、世帯員全員が記載された住民票が発行できるようになります。

**◆平成24年5月上旬に仮住民票を送ります**

外国人で住民票作成の対象となる方へ、平成24年5月上旬に、現在の外国人登録原票を基に仮住民票を作成し、登録されている住所にお送りします。仮住民票が届いたら、必ず、その内容を確認してください。

なお、仮住民票の内容が住民票となりますので、事実と異なる場合は、改正法施行日(平成24年7月9日)までに外国人登録法に基づいた変更申請などの所定の手続きを行なってください。

**【ご注意ください】**

氏名に簡字体が使われている方は、日本の字に氏名の字が置き換わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**◆住民票を作成する外国人住民の対象者**

観光などの短期滞在者などを除き、適法に3か月を超えて在留する外国人住民で、住所を有する方です。

なお、改正法施行日(平成24年7月9日)に在留資格がない方や住所の変更を市役所に届けていない方については、住民票が作成されないことがありますので、所定の手続きをしてください。

**◆市外へ転出するときは、転出届が必要になります**

他の市区町村に住所を移す場合は、改正法施行日後は、日本人と同様に転出手続きを行ない「転出証明書」を受け取った後、転入先の市区町村で転入届を提出します。なお、出国されるときも国外転出の手続きが必要になります。

**◆外国人登録証の代わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます**

外国人登録証明書がなくなり、永住者や中長期在留者の方には「在留カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。現在お持ちの外国人登録証明書は切り替えを行なうまでの間は、在留カード、特別永住者証明書とみなすことができます。

**◆詳しくは…**

[法務省ホームページ] <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>(在留資格や在留カードに関すること)

[総務省ホームページ] [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)(住民票に関すること)

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595